

# パブリックコメント手続 実施結果

## 「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」

1 募集期間 令和7年11月25日（火）～ 令和7年12月24日（水）

2 意見の件数・意見提出者数 16件・4人

### 3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	1人	0人	2人	0人	1人	0人

### 4 内容別の意見件数

	項目	件数
1	各計画に共通する意見	7件
2	地震災害対策計画に関する意見	3件
3	風水害対策に関する意見	0件
4	特殊災害対策に関する意見	1件
5	パブリックコメントに関する意見	2件
6	その他防災に関する意見	2件
7	その他の意見	1件
	合計	16件

### 5 意見への対応区分 ※「パブリックコメントに関する意見」「その他防災に関する意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
反映	意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの	1件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	7件
参考	計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	7件
	合計	15件

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和8年1月30日（金）

茅ヶ崎市暮らし安心部防災対策課政策担当  
0467-81-7127（直通）  
e-mail:bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■各計画に共通する意見（7件）

(意見1) (対応区分：対応済み)

自治会に依存しない防災施策を希望します。

(意見2) (対応区分：対応済み)

#### 第2章 第6節 【課題】

「津波対策訓練の実施にあたり、市民等の津波への意識向上及び避難行動の促進を図るとともに、避難情報の受伝達体制の整備や実践的な訓練の実施が必要です。」

とあるが、茅ヶ崎市には各地域に防災無線があり、日常的に流されており、活用されている。ただ、自治会への入会者が減っており、地域の問題やどんな人が地域に住んでいるのか把握しづらい状況にあり、今後の課題にあげられると考える。

(市の考え方)

防災対策は、自治会の取組だけでなく「自助・共助・公助」の3つが各々の役割を果たすことが重要です。自治会は「共助」において重要な役割を担っており、この取組が持続可能なものとして機能するためには、自治会の安定的な運営が必要不可欠であることから、市としても必要な支援に努めているところです。また、この共助を円滑に実施するためには、個人や各家庭での備え等の「自助」が必要となります。自己備蓄や家具固定等の対策、避難行動の確認などの自助を充実させることで、自治会への加入有無にかかわらず災害時のリスクを抑えることができます。

市では、共助が円滑に実施されるための自助の必要性について、引き続き理解を深めていただけるよう努めてまいります。

(意見3) (対応区分：対応済み)

#### 第4章 第9節 第1の3 配水池からの給水

「水道営業所は、断水時における配水池からの給水方法や輸送ルート等について検討します。」

とあるが、避難所等で使用する水に限るが、手洗いの水を少量の水でろ過し、つかい回すというシステムが、石川県の被災地で使われたり、長岡の花火大会でも使用されていた。飲水は不可であったが、トイレの手洗いの水に使用されており、良い取り組みだと思う。その様な企業との災害時、水の確保の為に協定を結ぶのも良いのではないか。

(市の考え方)

水の調達・供給に関しては地震災害対策計画第5章第9節第1(P.142)や風水害対策計画第5章第9節第1(P.168)に具体的な記載がありますが、本市では、災害時の入浴や生活環境の確保に向けて、今年度に「循環型お風呂システム」や「循環型手洗器」を購入し、備蓄体制の充実を図っているところです。

(意見4) (対応区分: 対応済み)

第5章 第6節 第6の2 避難所における要配慮者に対する支援

「市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者や高齢者等については、心身の状態や災害関連死のリスク等を踏まえ、指定福祉避難場所や福祉避難場所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障がい者や高齢者等の受け入れを依頼します。

また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は困難な要配慮者については県に対し、必要な措置を要請します。」

この箇所はとても良いと感じられました。ただ、特養の場面すでに満床の場合が多いので、その他、有料のホームや他の事業所とも協定を結んでおくことも大切と考えます。

(市の考え方)

市では、特別養護老人ホーム等の入所施設の外、通所サービス事業所等と「災害時における要配慮者の緊急の受入れに関する協定」を締結しております。また、茅ヶ崎市総合体育館を指定福祉避難所として指定し、開設及び運営に関して民間企業と協定を締結しているところです。

福祉避難所の開設にあたりましては、施設の被害状況の確認、利用者及び職員の安全確保、体制の構築等が必要となることから、災害ごとに各施設と調整を図ったうえで、市の要請に基づき、可能な範囲でこれを受託していただき、開設する流れとなります。

開設の可否については不透明な状況も想定されることから、入所施設に限らず、引き続き、福祉避難所の確保に努めてまいります。

(意見5) (対応区分: 対応済み)

第5章 第4節 第4の5 医薬品等の確保

絶対切らすことのできない薬は、各自、日頃から気をつけたり、早め早めの受診をするなどしていく。又、他県とのやりとりも必要になってくると考えます。

(市の考え方)

本市の医薬品等の確保につきましては、地震災害対策計画第5章第4節第4(P.120)及び風水害対策計画第5章第6節第4(P.158)に記載しております。

市は、平常時における取組として、個々人の健康状態に応じた医薬品を日頃より適切に備蓄していただくことを周知しています。

発災時におきまして、市は、平常時より備蓄している医薬品等及び協定を締結している薬品会社等から調達するもののほか、必要に応じて神奈川県災害時保健医療救護計画の医薬品等の調達系統に基づいて県に支援を要請する体制を整えています。

また、県は、市町村から要請された支援を行うため、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めています。加えて、災害時には県外からの支援も必要となる場合があるため、県は、近隣都県等との相互応援体制を確立するとともに、県外からの応援などの広域的な調整を図り、医薬品の供給や調整を行う仕組みを構築しています。

(意見6) (対応区分: 参考)

茅ヶ崎市はかつて田畑、砂浜がもっともっており、田畑を含む洪水等が多かったと思う。今、そこが埋め立てられたり住宅等になっていると思う。そして千の川、小出川、相模川等も随分改修等がされ、今もされていると思う。このことを踏まえて計画を立てて欲しい。

(意見7) (対応区分: 参考)

歴史(地震・風水害・特殊災害)の茅ヶ崎市の経過を記し、踏まえて計画して欲しいと思う。上記や関東大震災やチリ沖津波等を含めて。

(市の考え方)

市の災害対策を検討する上では、本市の地形や地質の状況、土地利用の状況から災害リスクを見出すことが重要となるため、地震災害対策計画及び風水害対策計画第1章第3節に「本市の自然的・社会的条件」として記載しております。

また、国は大規模災害が発生する毎にその検証を行い、課題や教訓から得られた対策等を防災基本計画に反映させ、本市も必要な対策を加筆してきました。さらに市は、令和元年の台風19号や令和7年7月30日の津波警報等の災害対応を踏まえた対策等を盛り込んでいます。

#### ■地震災害対策計画に関する意見(3件)

(意見8) (対応区分: 対応済み)

【地震】第1章第4節第1の3 被害想定結果

何故想定した風速を3mに弱めたのでしょうか?(火災被害が過小評価されているのではないかと気になりました)

(市の考え方)

本市の被害想定は「神奈川県地震被害想定調査報告書」の被害想定結果を掲載しています。神奈川県は本報告書を令和7年3月に見直し、新たな被害想定を公表しました。

令和7年3月の見直しでは自然条件等の値も変更されており、風速については1993年~2013年までの平均風速から、2014年~2023年までの直近10年間の平均風速に変更されたため、本市の被害想定に用いる風速についても、従来の想定から変更されています。

(意見9) (対応区分: 参考)

【地震】第4章第5節第2の1 津波情報伝達体制の確立

新たに「海浜利用者等」と追記頂きましたが、海浜利用者に限らず「観光客」などと括っても良いのではと思いましたが、海にいらなくても、浸水エリアの店舗などにいる方も対象になると思ったためです。

(市の考え方)

津波からの避難対象者は、目的(観光・通勤・在住等)を問わず、浸水想定区域内にいる全ての人を対象となります。修正前の計画では、「市民(在住者)」のみの記載でしたが、それ以外の人も含める趣旨から「海浜利用者等」という表現を追記しております。

(意見10) (対応区分: 反映)

【地震】第4章 第5節 第1 ほか

「津波の高さ→基準水位」と変更してはありますが、一般の方は「基準水位」と言われてもイメージがわからないと思うので、「基準水位(津波が陸地で建物などにぶつかった際のせり上がり高さを加味した、避難の目安となる高さ)」など、かっこ書きで注釈をつけてもらえるとより伝わりやすいかなと思いました。

(市の考え方)

ご意見を踏まえて次のように修正いたします。

修正後	修正前
第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 【現状】 ○市は、神奈川県が平成27年3月31日に作成した津波浸水想定を基に津波ハザードマップを作成し、浸水想定区域や基準水位 <u>（津波浸水想定<sup>1</sup>の浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位上昇（せき上げ）を考慮した水位<sup>2</sup>）</u> 、避難方法等について周知しています。	第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 【現状】 ○市は、神奈川県が平成27年3月31日に作成した津波浸水想定を基に津波ハザードマップを作成し、浸水想定区域や基準水位、避難方法等について周知しています。

※茅ヶ崎市地域防災計画 地震被害対策計画で修正

■風水害対策計画に関する意見 (0件)

■特殊災害対策計画に関する意見 (1件)

(意見11) (対応区分: 対応済み)

江戸時代、富士山が噴火し関東地方にも大きな被害があったと思います。今、国でもその対策について計画がありますが、このことをどう考えていますか。

(市の考え方)

国は、富士山火山が宝永噴火と同規模で噴火した際の首都圏における広域降灰の被害やその影響、対策について、「大規模噴火時の広域降灰対策について—首都圏における降灰の影響と対策—～富士山噴火をモデルケースに～(報告)(令和2年4月)」及び「首都圏における広域降灰対策に関するガイドライン(令和7年3月)」で公表しております。

本市にも降灰が想定されることから、上記ガイドライン等を踏まえ、特殊災害対策計画第3章火山災害対策に、広域降灰の影響や予防対策、火山情報の伝達体制、避難対策、降灰時の対策等を今回の修正で追記しております。

■パブリックコメントに関する意見（2件）

（意見12）（対応区分：参考）

「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」に関する意見募集をもっとPR（啓発）したり説明会を実施して欲しいです。

（意見13）（対応区分：参考）

活字が小さく読みづらいです。ですからもっと工夫したり説明会を実施を。

（市の考え方）

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X、LINE、デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会を通しての周知等、様々な周知啓発を行っているところです。

パブリックコメント手続きをはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、市民の方に分かりやすい資料作成を心がけるとともに、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしており、今後も市民参加機会の充実を図るとともに、積極的な情報提供に取り組んでまいります。

■その他防災に関する意見（2件）

（意見14）（対応区分：参考）

市には現在、22分団（定員427人）が組織されているが、実際の参加人数は把握されているのか。また、その人数が定員よりも下回っている場合、災害時、困ることがでてくるのではないかと。よって、人数を把握し、少なれば募集をしていかなければならない。実際の参加されている人数をのせていったらどうか。

（市の考え方）

消防団員数は、令和8年1月1日現在で定員427人に対し、実員400人（充足率93.7%）となっており、災害における出動人数や訓練・研修での参加人数は、常に正確な人数を把握しております。

災害時は多くの活動人員が必要となるため、消防団員の募集については、市公式ホームページから、いつでも申請可能な電子申請を受け付けており、また消防出初式や消防防災フェスティバル等の各種イベント、訓練・研修での動画等を編集したSNSなども活用しながら、消防団員募集啓発を行っております。

掲載している団員数については、年間を通して常に実員数に変動があるため、定数としております。

（意見15）（対応区分：参考）

今年のまちぢから協議会の市との打合せ・懇親会の内容はどのように反映しているのですか。

（市の考え方）

まちぢから協議会が主催する市民集会等でいただいたご意見等をはじめ、地域の防災関係者の方々等からいただくご意見は、その妥当性や実現性を考慮し、本市の防災施策や各種取組又は地域防災計画に適宜反映しています。

■その他の意見（1件）